

平成24年4月11日  
国土交通省中部地方整備局  
木曾川下流河川事務所

## お知らせ

1. 件名 **重点的撤去区域の公示をしました。**  
**(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路**  
**一級河川木曾川水系木曾川右岸10.4～12.6km付近)**
2. 概要 国土交通省木曾川下流河川事務所では、木曾三川下流部において河川法の許可を得ず河川内に係留している船舶(いわゆる不法係留船)の対策を進めています。  
「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書(平成23年6月22日策定)」に基づき、木曾川右岸10.4～12.6km付近を「重点的撤去区域」に定めていることを公示し、平成24年度から平成25年度にかけて、この区域に係留している不法係留船舶に対し、強制的な撤去措置を実施していきます。
3. 配布資料 公示(重点的撤去区域)
4. 解 禁 指定なし
5. 配 布 先 桑名記者クラブ、津島記者クラブ、大垣記者クラブ
6. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所  
占有調整課長 安藤 康生  
占有調整指導官 松岡 功  
TEL 0594-24-5718 FAX 0594-24-5725  
(AM8:30～PM5:15)

# 公 示

「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」において「重点的撤去区域」を次のように定めているので公示する。

関係図書は、木曾川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月11日

国土交通省中部地方整備局長

1. 河川名

一級河川木曾川水系 木曾川

2. 重点撤去区域の範囲

桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路  
木曾川右岸10.4k付近から12.6K付近

3. 設定時期

平成23年6月22日

4. 強制的な撤去指導措置に関すること

河川管理者が個別に通知する期限までに不法係留船（係留施設を含む）を自主的に河川区域外へ撤去又は、適法な保留・保管場所に移動させない場合は、法律に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

# 重点的撤去区域

【平成24年度から平成25年度】西川地先から船頭平閘門木曾川水路  
木曾川 右岸 10.4k~12.6k付近

